

令和 8 年度第 4 回総会（月例）議事録

日 時	令和 8 年 7 月 2 8 日（火） 午前 1 0 時開会
場 所	市役所みなと大通り別館 6 階 ソーホーかごしま会議室
出 席 委 員 （ 1 9 名 ）	仮屋 幸孝（会長） 永尾 寛（会長代理） 鳩宿 隆雄（運営委員） 有村 伊智博 内 たみ子 奥 賢一 押領司 美和子 國生 謙 黒沢 佐和美 迫 智子 鳥丸 俊秀 中村 敬志 浜田 春義 林 大史 平原 隆一 枇榔 稔 福永 大悟 穂満 和廣 室屋 智美
欠 席 委 員 （ 0 名 ）	
事 務 局	事務局長 児玉 支局主任 山崎、小山田、陣ヶ尾、川島、平田、小村、田代、取違 専門員 東中川、高山、吉満、内山、折田、前薊、栗須 主 査 上崎 主 任 西村、指宿、山口、矢崎、真方 主 任 山北
農 政 総 務 課	
議 題	1 農地法第 3 条許可申請に関する件 2 農地転用事業計画変更に関する件 3 農地法第 5 条許可申請に関する件 4 非農地認定に関する件 5 農用地利用集積等促進計画に関する件 6 農業振興地域整備計画変更（除外）に係る意見書に関する件 7 地域計画に係る意見書に関する件 8 鹿児島市に対する農地等利用最適化推進施策に関する意見の提出について
報 告 事 項	1 法務局から照会のあった農地等の現況について 2 国土利用計画法による届出・土地に関する調書について 3 農地法第 3 条の 3 届出専決に関する報告について 4 農地法第 4 条・ 5 条届出専決に関する報告について 5 農地法第 1 8 条第 6 項の規定による通知に関する報告について 6 農用地利用集積等促進計画に関する報告について 7 「農地法の運用について」に基づく農地・非農地判断に関する報告について 8 農地パトロールについて

	開 会（午前１０時）
議 長	定刻になりましたので、ただいまから、令和８年度第４回総会を開催いたします。 まず、議案の修正がありますので、事務局より報告をお願いします。
谷 山 支 局	議案書の修正をお願いいたします。 資料８ページをお開き下さい。 議題２「農地法第５条事業計画変更申請に関する件」番号２の用途・施設欄、変更前「資材置場・駐車場」を「資材置場・車両置場」に修正をお願いします。 次に、１０ページをお開き下さい。 番号４は、議案書発送後、取り下げの申し出がありましたので削除をお願いします。それに伴い表紙の修正をお願いします。 議題３「農地法第５条許可申請に関する件」の件数１６件を１５件に修正をお願いします。
喜 入 支 局	議案書の修正をお願いいたします。 資料１４ページをお開きください。 番号１５譲渡人の項目ですが、「外１７名」を「外１８名」に修正をお願いします。
議 長	それでは、本日の出席委員数について報告いたします。 １９人中１９人の出席で、全員の出席でございますので、会は成立いたしております。 次に、議事録署名者を決めなければなりません、私からご指名申し上げてよろしいでしょうか。 （異議なしの声） それでは、中村委員、平原委員をお願いいたします。 今回は、会長の依頼により、農政総務課の担当者に出席していただいております。 次に、議事参与の制限についてお知らせします。 議題５．「農用地利用集積等促進計画に関する件」につきましては、議事参与の制限となっておりますのでよろしくお願いします。 議題の審議に入って参ります。

議 題	
議題 1. 農地法第 3 条許可申請に関する件 1 ページ～ 7 ページ 2 2 件	
議 長	議題 1. 「農地法第 3 条許可申請に関する件」を審議します。 まず、本局、1 2 番委員お願いします。
1 2 番 委 員	ご報告します。 番号 1 号、申請事由：贈与、受贈、権利の種別：所有権移転、贈与。 以上です。
議 長	次に、谷山、1 4 番委員お願いします。
1 4 番 委 員	ご報告します。 番号 2 号、贈与、受贈、所有権移転、贈与。 番号 3 号、相手要望、規模拡大、所有権移転、売買。 番号 4 号、労力不足、相手要望、所有権移転、売買。 この件について、補足して説明します。 譲受人は、現在の経営農地はありませんが、1 年以上の耕作経験があることから、新規就農には該当しません。 番号 5 号、労力不足、相手要望、所有権移転、売買。 この件について、補足して説明します。 譲受人は、現在の経営農地はありませんが、1 0 年以上の耕作経験があることから、新規就農には該当しません。 番号 6 号、農業廃止、相手要望、所有権移転、売買。 番号 7 号、労力不足、相手要望、所有権移転、売買。 以上です。
議 長	次に、伊敷、1 9 番委員お願いします。
1 9 番 委 員	ご報告します。 番号 8 号、労力不足、新規就農、所有権移転、売買。 番号 9 号、贈与、受贈、所有権移転、贈与。 番号 1 0 号、贈与、受贈、所有権移転、贈与。 番号 1 1 号、農業廃止、規模拡大、所有権移転、売買。 以上です。
議 長	次に、吉野支局お願いします。

吉 野 支 局	ご報告します。 番号１２号、農業廃止、相手要望、所有権移転、売買。 譲受人は、現在の経営農地はありませんが、親の農地の耕作を手伝う等して、１０年以上の農作業経験があるため、新規就農には該当しません。 番号１３号、贈与、受贈、所有権移転、贈与。 以上です。
議 長	次に、喜入、１７番委員お願いします。
１ ７ 番 委 員	ご報告します。 番号１４号、相手要望、規模拡大、所有権移転、売買。 以上です。
議 長	次に、松元、１６番委員お願いします。
１ ６ 番 委 員	ご報告します。 番号１５号、労力不足、相手要望、所有権移転、売買。 番号１６号、相手要望、規模拡大、所有権移転、売買。 番号１７号、相手要望、規模拡大、所有権移転、売買。 番号１８号、贈与、受贈、所有権移転、贈与。 番号１９号、相手要望、新規就農、所有権移転、売買。 番号２０号、贈与、受贈、所有権移転、贈与。 この件について補足説明します。 譲受人は現在、経営農地はありませんが、１０年以上の耕作経験があることから、新規就農には該当しません。 以上です。
議 長	次に、郡山、７番委員お願いします。
７ 番 委 員	ご報告します。 番号２１号、農業廃止、相手要望、所有権移転、売買。 この件について、補足説明いたします。 譲受人は、現在、経営農地はありませんが、本市において５年以上の農作業経験があることから、新規就農には該当しません。 番号２２号、農業廃止、相手要望、所有権移転、売買。 以上です。

議 長	ただいま、それぞれ調査員から説明がありました。 別冊資料１にありますように、今回の第３条案件の全ては、農地法第３条第２項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしております。お目通しをお願いいたします。 これより、審議に入ります。何か、ご意見・ご質問等はございませんか。 〔「異議なし」の声あり〕 ご意見、ご質問もないようですので、議題１．「農地法第３条許可申請に関する件」２２件につきましては、原案どおり許可することに決定し、申請人に許可書を交付することといたします。
議題２．農地転用事業計画変更に関する件 ８ページ ２件	
議 長	次に、議題２．「農地転用事業計画変更に関する件」を審議します。 議題３．「農地法第５条許可申請に関する件」谷山の番号１号の案件が、この事業計画変更に関連するので併せて、審議していただききたいと思います。 谷山、１４番委員お願いします。
１４番委員	ご報告します。 番号１号、変更前：資材置場・車両置場６５２．００㎡、変更後：資材置場・車両置場３１８．７１㎡、申請事由：当初計画通りに転用完了させているが、申請地の一部を一般住宅建築のための土地取得要望があり、敷地面積を縮小するもの。権利の種別：所有権移転、許可日：令和２年７月２８日、許可番号：農委第０２２５－１８号、許可日：令和７年６月２７日、許可番号：農委第０７２５－２２号。 番号２号、変更前：資材置場・車両置場６５２．００㎡、変更後：住家１棟８５．２９㎡、庭敷地等２４７．７１㎡、申請事由：承継人が一般住宅とするもの。権利の種別：所有権移転、許可日：令和２年７月２８日、許可番号：農委第０２２５－１８号、許可日：令和７年６月２７日、許可番号：農委第０７２５－２２号。 番号１、２は資料９ページの第５条番号１と関連がありますので、併せて読み上げさせていただきます。 ９ページです。 番号１号、用途・施設：住家１棟８５．２９㎡、庭敷地等２４７．７１㎡、周囲の状況及び被害防除計画：東…他人畑、西…別件事変申請地、里道、南…宅地、北…別件事変申請地、宅地、境界…ブロック積、雨水…里道側溝、污水…合併浄化槽、権利の種別：所有権移転、売買。 以上です。

議 長	ただいま、調査員から説明がありました。 今回の第5条案件の農地の区分は、議案書の農地区分にありますように、第2種農地に該当すると判断されます。お目通しをお願いいたします。 これより、審議に入ります。何か、ご意見・ご質問等はございませんか。 〔「異議なし」の声あり〕 ご意見、ご質問もないようですので、議題2.「農地転用事業計画変更に関する件」2件につきましては、原案どおり承認するものと決定いたします。 また、議題3.「農地法第5条許可申請に関する件」番号1号につきましては、原案どおり許可するものと決定し、申請人に許可書を交付することといたします。
議題3. 農地法第5条許可申請に関する件 9ページ～14ページ 15件	
議 長	次に、議題3.「農地法第5条許可申請に関する件」を審議します。 先ほど谷山の1件につきましては、議題2.「農地転用事業計画変更に関する件」と併せて審議しておりますので、それ以外の14件について審議していただききたいと思います。 まず、谷山、14番委員お願いします。

1 4 番 委 員	ご報告します。 番号2号、用途・施設：宅地分譲2区画475.00㎡、周囲の状況及び被害防除計画：東…別件5条申請地、西…宅地、南…他人田、北…市道、境界…ブロック積、雨水…市道側溝、污水…合併浄化槽、所有権移転、売買。 番号3号、資材置場250.00㎡、転回場等146.00㎡、東…農道、西…別件5条申請地、南…宅地、北…市道、境界…ブロック積、雨水…自然流下、権利の種別：所有権移転、売買。 番号5号、住家1棟96.05㎡、庭敷地等367.95㎡、東…里道、西…宅地、南…農道、北…別件3条申請地、境界…ブロック積、雨水…農道側溝、污水…合併浄化槽、所有権移転、売買。 番号6号、住家1棟117.59㎡、庭敷地等343.41㎡、東…原野、渡人畑、西…渡人畑、他人畑、南…水路、渡人畑、他人畑、北…原野、渡人畑、他人畑、境界…ブロック積、雨水…水路放流、污水…合併浄化槽、所有権移転、売買。 この件について、補足して説明します。 申請地の南側にある水路には蓋がかぶっており、出入りが可能です。 番号7号、宅地分譲2区画499.00㎡、東…他人田、西…宅地、他人田、南…農道、北…渡人田、境界…ブロック積、雨水…農道側溝、污水…合併浄化槽、所有権移転、売買。 番号8号、宅地分譲2区画499.00㎡、東…宅地、他人田、西…宅地、渡人田、南…農道、渡人田、北…里道、境界…ブロック積、雨水…農道側溝、污水…合併浄化槽、所有権移転、売買。 番号9号、住家1棟86.12㎡、庭敷地等114.88㎡、東・北…市道、西…渡人畑、南…宅地、境界…ブロック積、雨水…市道側溝、污水…合併浄化槽、所有権移転、売買。 この件について、補足して説明します。 申請人は、必要な手続きを経ずに、当該地を平成28年頃から資材置場として使用していたことから、今回始末書添付のうえ申請されたものです。 転用等を行う場合は、農地法の許可を受けなければならないこと、今後は、このようなことのないよう指導いたしました。 以上です。
議 長	次に、吉野支局お願いします。

吉 野 支 局	ご報告します。 番号１０号、貸グラウンドゴルフ場２，５０３．００㎡、休憩所１棟３４．００㎡、仮設トイレ１基１．００㎡、東…市道、西…他人畑、山林、南…山林、北…農道、境界…土留、雨水…市道側溝、汚水…仮設トイレ、所有権移転、売買。 この件について、補足説明いたします。 申請地の４筆のうち２筆については、平成７年５月から現在まで引き続き、譲渡人の亡き父が所属する高齢者クラブが、設置者である鹿児島市と使用貸借契約を結び、グラウンドゴルフ場を管理・使用していましたが、農地法第５条の転用許可が必要であることを知らずに使用しておりましたので、今回、農業委員会の指導にもとづき、現在グラウンドゴルフ場として使用している隣接する２筆も追加し、「始末書」添付のうえ、相続人である譲渡人と高齢者クラブの会員である譲受人から改めて、申請がなされたものです。 つきましては、今後、このような事のないよう、代理人を通じて指導したところでございます。 なお、許可後に、改めて、譲受人と鹿児島市（長寿支援課）との間で使用貸借契約を結ぶことになります。 番号１１号、住家１棟１０２．６８㎡、庭敷地等２８１．３２㎡、東…宅地、西・南…里道、北…渡人畑、境界…ブロック積、雨水…里道側溝、汚水…合併浄化槽、所有権移転、贈与。 以上です。
議 長	次に、吉田、１番委員お願いします。
１ 番 委 員	ご報告します。 番号１２号、ドッグラン３００．００㎡、駐車場２４０．００㎡、緩衝地等２８０．００㎡、東・南…山林、西…私道、北…宅地、境界…ブロック積、雨水…自然流下、所有権移転、売買。 以上です。
議 長	次に、桜島、４番委員お願いします。
４ 番 委 員	ご報告します。 番号１３号、住家１棟１１１．３７㎡、庭敷地等４６３．６３㎡、東…他人畑、私道、西…他人畑、南…市道、北…他人畑、渡人畑、境界…土留、雨水…市道側溝、汚水…合併浄化槽、所有権移転、売買。 この件について、補足して説明します。 申請地の面積は、一般住宅の転用面積の上限を超えておりますが、分筆した場合の残農地は狭く、有効活用が困難なことから、今回の転用許可はやむを得ないと判断いたしました。 以上です。
議 長	次に、喜入、１７番委員お願いします。

1 7 番 委 員	ご報告します。 番号14号、貸駐車場181.50㎡、スロープ97.00㎡、転回場等271.50㎡、東…水路、西…雑種地、南…市道、北…他人田、境界…土羽、雨水…自然流下、所有権移転、売買。 番号15号、駐車場180.00㎡、転回場等233.00㎡、東・西…宅地、南…里道、北…市道、境界…ブロック積、雨水…自然流下、所有権移転、売買。 以上です。
議 長	次に、松元、16番委員お願いします。
1 6 番 委 員	ご報告します。 番号16号、住家1棟95.00㎡、庭敷地等323.00㎡、東…市道、西…他人畑、宅地、南…別件3条申請地、北…宅地、境界…土留、雨水…市道側溝、汚水…合併浄化槽、所有権移転、売買。 以上です。
議 長	ただいま、それぞれ調査員から説明がありました。 今回の第5条案件の農地の区分は、議案書の農地区分にありますように、全て、第2種、第3種農地に該当すると判断されます。お目通しをお願いいたします。 これより、審議に入ります。何か、ご意見・ご質問等はございませんか。 〔「異議なし」の声あり〕 ご意見、ご質問もないようですので、議題3.「農地法第5条許可申請に関する件」14件につきましては、原案どおり許可するものと決定し、申請人に許可書を交付することといたします。
議題4. 非農地認定に関する件 15ページ～20ページ 18件	
議 長	次に、議題4.「非農地認定に関する件」を審議します。 まず、本局、12番委員お願いします。
1 2 番 委 員	ご報告します。 番号1号、調査結果：雑木自然繁茂、約30年経過、現況山林。 番号2号、調査結果：雑木自然繁茂、約50年経過、現況山林。 以上です。
議 長	次に、谷山、14番委員お願いします。

1 4 番 委 員	ご報告します。 番号 3 号、調査結果：雑木・唐竹自然繁茂、約 3 0 年経過、現況山林。 番号 4 号、調査結果：雑木・唐竹自然繁茂、約 3 0 年経過、現況山林。 以上です。
議 長	次に、伊敷、1 9 番委員お願いします。
1 9 番 委 員	ご報告します。 番号 5 号、通路として 6 3 年経過、現況道路。 番号 6 号、通路として 3 9 年経過、現況道路。 番号 7 号、3 2 0 8－3、5 4 0 4：雑木自然繁茂、約 5 0 年経過、現況山林。 5 5 2 7：杉、雑木自然繁茂、約 5 0 年経過、現況山林。 以上です。
議 長	次に、吉野支局お願いします。
吉 野 支 局	ご報告します。 番号 8 号、調査結果：3 4 2 5－1：住家 1 棟、4 1 年経過、現況宅地。 3 8 5 6：孟宗竹・雑木自然繁茂、約 5 0 年経過、現況山林。3 3 4 5－1、3 3 4 6－1、5 1 0 8－2、5 1 1 5－1、5 1 1 6－1：コサン竹・雑木自然繁茂、約 2 0 年経過、現況山林。 番号 9 号、調査結果：雑木自然繁茂、約 4 0 年経過、現況山林。 番号 1 0 号、調査結果：8 3 1 6：住家 1 棟、6 3 年経過、現況宅地。 8 3 2 6－2 0：ゴキ竹・雑木自然繁茂、約 4 0 年経過、現況山林。 番号 1 1 号、通路として 5 1 年経過、現況道路。 以上です。
議 長	次に、喜入、1 7 番委員お願いします。
1 7 番 委 員	ご報告します。 番号 1 2 号、調査結果：工場 1 棟、2 8 年経過、現況宅地。 番号 1 3 号、調査結果：1 2 0 2－2：法面、現況雑種地、2 0 8 3－1：雑木自然繁茂、約 2 0 年経過、現況山林。 番号 1 4 号、調査結果：雑木自然繁茂、約 3 0 年経過、現況山林。 番号 1 5 号、調査結果：車庫 1 棟、3 5 年経過、現況宅地。 以上です。
議 長	次に、松元、1 6 番委員お願いします。

1 6 番 委 員	ご報告します。 番号16号、調査結果：1054－1：杉、約40年経過、現況山林。 1198：杉、雑木自然繁茂、約50年経過、現況山林。 番号17号、調査結果：檜、約30年経過、現況山林。 以上です。
議 長	次に、郡山、7番委員お願いします。
7 番 委 員	ご報告します。 番号18号、調査結果：雑木自然繁茂、約30年経過、現況山林。 以上です。
議 長	ただいま、それぞれ調査員から説明がありました。 これより、審議に入ります。何か、ご意見・ご質問等はございませんか。 〔「異議なし」の声あり〕 ご意見、ご質問もないようですので、議題4．「非農地認定に関する件」18件につきましては、原案どおり認定することに決定いたします。
議題5．農用地利用集積等促進計画に関する件 別冊資料2 19件	
議 長	次に、議題5．「農用地利用集積等促進計画に関する件」を審議します。別冊資料2です。 まず、冒頭で申し上げました「議事参与の制限」について再度お知らせいたします。 39ページから42ページにつきましては、7番委員自身が、申請人となっている案件でございます。 従いまして、7番委員におかれましては、農業委員会等に関する法律第31条の規定により、議事に参与することができませんので、しばらく離席いただき、その間に審議し、再び着席していただくことにします。 7番委員におかれましては、離席をお願いします。 （7番委員離席後） 39ページから42ページにつきまして、事務局から説明をお願いします。

事務局	7 番委員の議事参与の制限の案件について、ご説明いたします。 別冊資料 2 の 3 から 4 ページをご覧ください。 番号 3 3 から 3 7 の農地中間管理権の設定等を受ける者が議事参与の対象になっております。 現況は畑で、面積は 4, 3 8 0. 0 0 m²、貸借期間は令和 8 年 1 0 月 1 日から令和 1 4 年 9 月 3 0 日、契約期間は 6 年、権利の種類は使用貸借権となっております。 設定する利用権の詳細及び借受人の農業経営の状況については、3 9 ページから 4 2 ページに記載がございますので、お目通しをお願いいたします。 以上です。
議長	ただいま、事務局から説明がありました。 これより、審議に入ります。何か、ご意見・ご質問等はありませんか。 〔「異議なし」の声あり〕 ご意見、ご質問もないようですので、議題 5. 「農用地利用集積等促進計画に関する件」3 9 ページから 4 2 ページにつきましては、原案どおり承認することに決定いたします。 残りの案件の審議に入ります前に、7 番委員におかれましては、ご着席をお願いします。 （7 番委員着席後） 審議に戻ります。 残りの 1 8 件及び先ほどの 1 件を併せて、一括して事務局から説明をお願いします。
事務局	議題 5. 「農用地利用集積等促進計画に関する件」について先程の分も含めまして説明します。 令和 8 年 1 0 月 1 日から契約開始予定の農用地利用集積等促進計画になります。 1 ページをご覧ください。集計表になります。 賃貸借権 2 5 筆、3 6, 5 7 3. 0 0 m²、使用貸借権 2 5 筆、2 1, 3 1 9. 0 0 m²、合計 1 9 件、5 0 筆、5 7, 8 9 2. 0 0 m²となっております。 2 ページから 4 ページが令和 8 年 1 0 月 1 日から契約開始予定の一覧表になります。 設定する利用権の詳細及び借受人の農業経営の状況については、5 ページから 6 0 ページに記載がございますので、お目通しをお願いいたします。 以上です。

議	長	ただいま、事務局から説明がありました。 これより、審議に入ります。何か、ご意見・ご質問等はございませんか。 「異議なし」の声あり」 ご意見、ご質問もないようですので、議題５．「農用地利用集積等促進計画に関する件」１８件につきましては、原案どおり承認することに決定いたします。
議題６．農業振興地域整備計画変更（除外）に係る意見書に関する件 別冊資料３　２件		
議	長	次に、議題６．「農業振興地域整備計画変更（除外）に係る意見書に関する件」を審議します。別冊資料３です。 まず、谷山、１４番委員お願いします。
１４番委員		ご報告します。２ページです。 ３．変更後の用途、携帯電話基地局 ４．現況、申出地は、五ヶ別府町笠木地区にあり、谷山支所から北西へ約６．２ｋｍに位置し、東・西・南・北側は貸人畑に接している。 ５．農業委員会の意見、市長部局による除外理由及び要件別検討結果は別紙調書のとおりで、申出地は農用地区域の外周部に接していないが、公共の用に供するものであり、周辺農地への影響も少なく、計画変更はやむを得ないものと思われる。 転用の際は、他の農地に支障のないよう十分考慮して下さい。 以上です。
議	長	次に、松元、１６番委員お願いします。
１６番委員		ご報告します。２ページです。 ３．変更後の用途、建築条件付土地 ４．現況、申出地は、石谷町慶ス地区にあり、松元支所から北東へ約２．０ｋｍに位置し、東・南側は市道、西・北側は宅地に接している。 ５．農業委員会の意見、市長部局による除外理由及び要件別検討結果は別紙調書のとおりで、申出地は農用地区域の外周部であり、周辺農地への影響は少なく、計画変更はやむを得ないものと思われる。 転用の際は、他の農地に支障のないよう十分考慮して下さい。 以上です。

議	長	ただいま、それぞれ査員から説明がありました。 これより、審議に入ります。何か、ご意見・ご質問等はありませんか。 〔「異議なし」の声あり〕 ご意見、ご質問もないようですので、議題６．「農業振興地域整備計画変更（除外）に係る意見書に関する件」２件につきましては、原案どおり、承認することに決定いたします。
議題７．地域計画に係る意見書に関する件 別冊資料４ １件		
議	長	次に、議題７．「地域計画に係る意見書に関する件」を審議します。別冊資料４です。 農政総務課から説明をお願いします。
松元支局主任		別冊資料４の３ページをお開きください。 石谷・福山（畑）の地域計画の主な変更内容です。 １．地域農業の将来の在り方や担い手への集積状況等 区域内の農用地等面積が６５．４ｈａから６５．２ｈａに減少しております。 これは、該当の農地の除外によるものです。 現状の集積率は８３．７％から８３．６％に減少しております。 これは、担い手が耕作する農地の除外によるものです。 ２．目標地図については、石谷町４８２９－２を地域計画から除外しております。 ４ページから石谷・福山（畑）の地域計画の変更案が記載されておりますのでお目通しください。 以上です。
議	長	ただいま、農政総務課から説明がありました。 これより、審議に入ります。何か、ご意見・ご質問等はありませんか。 〔「異議なし」の声あり〕 議題７．「地域計画に係る意見書に関する件」１件につきましては、原案どおり、承認することに決定いたします。
議題８．鹿児島市に対する農地等利用最適化推進施策に関する意見の提出について 別冊資料５		
議	長	次に、議題８．「鹿児島市に対する農地等利用最適化推進施策に関する意見の提出について」を審議します。別冊資料５です。 事務局より説明をお願いします。

事 務 局	鹿児島市に対する農地等利用最適化推進施策に関する意見書案」につきまして、先月の総会で素案についてご審議いただき、異議なく決定をいただいたところでしたが、現行の農業施策を踏まえる中で、7月21日運営連絡会において再度の審議をいただき、修正をさせていただくことになりました。 以下、修正箇所について説明させていただきます。下部に波線を振ってあるところが修正箇所です。 まず、全体的に文末を体言止めから「お願いいたします」と柔らかい表現に修正いたしました。 次に、「Ⅰ－１ 担い手への農地利用の集積・集約化について」の(1)地域計画に沿った農地最適化の推進についての中、下線部については具体的な内容が明記されていなかったことから地域計画の目標地図について言及したところであります。 (2)担い手の確保・育成については、「耕作放棄となりそうな農地」を「遊休化が懸念される農地」と修正しました。また、「農業を引き継ぐ決断をした」という表現を省き、単に親元就農した後継者としてしました。 「２ 遊休農地の発生防止・解消について」の(2)農業用施設の管理支援については、「農業RMO」を「農村RMO」に修正するとともに、その取組のさらなる推進にも触れていましたが、実施上困難な面も見られることから削除し、農業用施設の管理の仕組みの検討に留める表現にしました。 「３ 新規参入の促進について」の(1)就農初期の経営安定については、本市実績のない就農準備資金を削除しました。また、「支援対象」としていた表現を「支援」に修正しました。 続いて、「Ⅱ－１ 持続可能な農業を維持するための農業施策について」の(1)農業施策に係る予算の確保と重点投資については、「主体的な市独自予算を確保」としていましたが、本市の予算状況を鑑み「国の財源等を積極的に活用」と修正しました。 (2)物価高騰・生産資材等への支援については、前段の方は文言整理するとともに、後段の方で「生産資材等の確保」となっていたものを、「生産資材等の流通状況に関する情報提供や相談体制の周知」と、より具体的な表現に修正しました。 (4)都市農業センターの研究成果については、下線部の後に都市農業センターの取組状況を記載していましたが、周知の事実ということで削除しました。 説明は以上になります。
-------	--

議	長 ただいま、事務局から説明がありました。 これより、審議に入ります。何か、ご意見・ご質問等はありませんか。 〔「異議なし」の声あり〕 議題８．「鹿児島市に対する農地等利用最適化推進施策に関する意見の提出について」は、原案どおり決定いたします。 議題の審議は以上です。 続きまして、報告事項に入ります。
---	--

報		告	事	項
1. 法務局から照会のあった農地等の現況について 21ページ～24ページ 4件				
議	長	次に、報告事項1「法務局から照会のあった農地等の現況について」 まず、谷山、14番委員お願いします。		
14番委員		報告します。21ページです。 照会日：令和8年7月6日、現況：非農地、調査結果：該地は市街化調整区域内にあり、現況非農地である。 処理状況：令和8年7月17日 鹿児島地方法務局へ報告済。 次に、22ページです。 照会日：令和8年7月10日、現況：非農地、調査結果：該地は市街化調整区域内にあり、現況非農地である。 処理状況：令和8年7月17日 鹿児島地方法務局へ報告済。		
議	長	次に、吉野支局お願いします。		
吉野支局		報告します。23ページです。 照会日：令和8年7月3日、現況：非農地、調査結果：該地は市街化調整区域内にあり、現況非農地である。 処理状況：令和8年7月15日 鹿児島地方法務局へ報告済。		
議	長	次に、吉田、1番委員お願いします。		
1番委員		報告します。24ページです。 照会日：令和8年7月1日、現況：非農地、調査結果：該地は都市計画区域外にあり、現況非農地である。 処理状況：令和8年7月13日 鹿児島地方法務局へ報告済。		
2. 国土利用計画法による届出土地に関する調書について 25ページ 1件				
議	長	次に、報告事項2「国土利用計画法による届出・土地に関する調書について」 吉田支局お願いします。		

吉 田 支 局	25ページをお開きください。 今回の届出の総面積は6,312.88㎡で、都市計画区域内で最終的な全体の計画面積が5,000㎡以上になるため国土利用計画法による届出が必要になり、7月3日に提出されました。申請地6筆のうち1筆が農地であったことから、農業委員会事務局に意見を求められ、回答したものです。 表内の左側1の「申請等に係る事項等」の欄ですが、譲受人、譲渡人、農地の所在は記載のとおりであり、地目別面積は(畑)820.00㎡、で、転用目的は、ドッグラン及び駐車場を設置しようとするものです。 次に「2 農地の区分」ですが、申請地は、第2種その他の農地です。 次に「3 他の土地利用計画との関係」の欄の「農業振興地域整備計画との関係」ですが、農業振興地域内で、農用地区域外です。 「その他の土地利用計画との関係」ですが、「届出地は農地が含まれているため、農地法の手続きが必要です。転用目的で権利取得する場合、農地法第5条第1項の許可申請の内容により「立地基準」及び「一般基準」に基づき可否の判断を行います。」と土地利用調整課へ7月15日回答しているところです。 以上で報告を終わります。
3. 農地法第3条の3届出専決に関する報告について 26ページ～28ページ 14件	
4. 農地法第4条・5条届出専決に関する報告について 29ページ～33ページ 15件	
5. 農地法第18条第6項の規定による通知に関する報告について 34ページ～37ページ 8件	
6. 農用地利用集積等促進計画に関する報告について 38ページ～54ページ 26件	
議 長	次に、報告事項3「農地法第3条の3届出専決に関する報告について」 報告事項4「農地法第4条・5条届出専決に関する報告について」 報告事項5「農地法第18条第6項の規定による通知に関する報告について」 報告事項6「農用地利用集積等促進計画に関する報告について」 事務局の報告をお願いします。
事 務 局	26ページをお開き下さい。 報告事項3 農地法第3条の3届出専決に関する報告の集計表です。 この専決処理は、農地等について相続などで権利の取得があった場合は、市町村の農業委員会に届出を要するもので、今回の届出は14件です。 登記地目別では、田11筆6,051.00㎡、畑32筆20,052.20㎡となっております。取得した事由別数は、相続が14件、権利の種別は、所有権が14件、農業委員会によるあっせん等は、有が5件、無が9件となっております。 27ページから28ページは、農地法第3条の3関係の内容です。 お目通しをお願いいたします。

事 務 局	次に、２９ページをお開き下さい。 報告事項４ 農地法第４条・第５条届出専決に関する報告の集計表です。 これらは、市街化区域内農地の転用届出に関するもので、事務局長の専決で処理しましたものです。 転用目的別では、第４条関係では、上から順に共同住宅が１件、資材置場が１件、その他が１件、合計３件となっております。 第５条関係では、上から順に一般住宅が６件、駐車場４件、店舗等１件、その他１件、合計１２件となっております。 ３０ページは、４条関係３件、３１ページから３３ページは、５条関係１２件の内容です。お目通しをお願いいたします。
事 務 局	次に、３４ページから３７ページをお開き下さい。 報告事項５ 農地法第１８条第６項の規定による通知に関する報告についてです。 吉田地区で１件、松元地区で７件、合意解約の通知が出ております。 お目通しをお願いいたします。
事 務 局	次に、３８ページをお開き下さい。 報告事項６ 農用地利用集積等促進計画に関する報告についてです。 これは、先に開催した総会において、「同計画に係る意見書に関する件」として、審議いただいた件について、県知事の認可があったことを報告するものです。 右側の一番下になります。 賃貸借権８件、２４筆、２４，３７１．００㎡、使用貸借権１８件、４０筆、２６，３９０．００㎡、合計２６件、６４筆、５０，７６１．００㎡です。 ３９ページから５４ページは、農用地利用集積等促進計画の内容です。お目通しをお願いいたします。
７．「農地法の運用について」に基づく農地・非農地判断に関する報告について 別冊資料６ ５３件	
８．農地パトロールについて 別冊資料７	
議 長	次に、報告事項７「「農地法の運用について」に基づく農地・非農地判断に関する報告について」別冊資料６、 報告事項８「農地パトロールについて」別冊資料７です。 それでは、事務局の報告をお願いします。

事 務 局	報告事項 7 「「農地法の運用について」に基づく農地・非農地判断に関する報告について」報告いたします。 別冊資料 6 ご覧下さい。 先月の地区推進協議会等で計 5 3 筆 3 0, 4 7 1. 8 5 m²の非農地判断を実施して頂いております。 実施結果に基づきまして、備考欄の通知日に所有者へ通知書を送付しております。関係部署については総会終了後に通知する予定です。内容につきましては、お目通しをお願いいたします。
事 務 局	報告事項 8 「農地パトロールについて」報告いたします。 別冊資料 7 をご覧ください。 6 月に開催しました合同委員会でも説明させていただきましたので、パトロールの日程を決定した支局もあるとは思いますが、8 年度の農地パトロール実施日は、近年の酷暑対策として、例年 8 月、9 月に実施しておりますが、各支局で協議していただき、7 月～1 0 月の間で日時を決定し実施してください。 各地区の農地パトロール回数は令和 7 年度までと同じですが、例えば、午前、午後と 1 日で実施していた分を 2 日に分けて午前実施するなど弾力的に運用を検討していただければと考えております。 参考資料として 7 年度農地パトロールの実施計画を添付しております。 説明は以上となります。
議 長	ありがとうございました。 本日の議事は、全て終了しました。 (議事終了：午前 1 0 時 4 7 分) 続きまして、事務局から何か連絡事項等はございませんか。
事 務 局	・令和 8 年度第 5 回総会（月例）開催日時は、 8 月 2 8 日（金）午前 1 0 時開会 みなと大通り別館 6 階 ソーホーかごしま会議室 この後、次期鹿児島市農林水産業振興プランの農業委員との意見交換のため時間をいただきたいと農政総務課の方から申し出ありましたので、しばらく残っていただければ有難いと思います。よろしく申し上げます。
議 長	以上で、本日の総会を終了いたします。 閉 会（午前 1 0 時 5 0 分）